

山口市農作業受託者支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業従事者の高齢化による担い手の確保・農産物の価格の低迷など、農業生産構造が脆弱化する中、農作業受託者の農業機械整備の負担を軽減することにより、受託者の安定的な農業経営を確立するとともに、地域農業の維持を図ることを目的として、農作業受託者に対して交付する「山口市農作業受託者支援事業費補助金」について、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象及び補助率等)

第2条 この要綱による補助金の交付対象及び補助率等は、別表に定めるとおりとする。

2 市長は、別表に定める交付対象者が山口市農作業受託者支援事業（以下「事業」という。）を行うに要する経費について、予算の範囲内において同表の補助率により補助する。

(補助金の交付申請)

第3条 前条の規定による補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、山口市農作業受託者支援事業費補助金交付申請書（別記第1号様式）に山口市農作業受託者支援事業実施計画書（別記第2号様式）ほか関係書類を添えて市長が定める期日までに提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第5条 前条第1項の規定による通知を受けた申請者（以下「交付対象者」という。）は、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に当該申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(事業計画の変更等に係る承認の申請)

第6条 交付対象者は、第3条の規定による申請書の内容に別表第6に定め

る重要な変更を加えようとするときは、速やかに山口市農作業受託者支援事業費補助金変更承認申請書（別記第3号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（事業の中止又は廃止）

第7条 交付対象者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその理由及び事業の遂行状況を市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

（実績報告書）

第8条 交付対象者は、事業を完了したときは、その完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い時期までに、山口市農作業受託者支援事業費補助金実績報告書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 市長は前条の実績報告書の提出があった場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査の結果、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を当該交付対象者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条 前条の規定により通知を受けた交付対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、山口市農作業受託者支援事業費補助金交付請求書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、第4条第1項の規定による通知に係る金額の範囲内で、概算払いにより補助金を交付することができる。

3 交付対象者は、概算払いにより補助金の交付を受けようとする場合は、山口市農作業受託者支援事業費補助金概算払請求書（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（他の用途への使用禁止）

第11条 補助金の交付を受けた交付対象者は、当該補助金を他の用途に使用してはならない。

（関係書類の整備）

第12条 交付対象者は、事業の施行状況及び当該事業に係る収支について一切の状況を明らかにする帳簿その他関係書類を整備し、交付決定のあった年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（報告及び検査等）

第13条 市長は、必要があると認めるときは、交付対象者に対し、報告を求め、前条の帳簿その他関係書類若しくは事業の施行状況を検査し、又は事業の施行上必要な指示をすることができる。

(補助金の交付決定の取消し等)

第14条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき
- (2) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき
- (3) 事業の施行方法が不適當であると認められたとき

2 市長は、前項の規定により補助金の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、交付対象者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

3 市長は、交付対象者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が概算払いにより交付されているときは、当該交付対象者に対し、期限を定めて、その超える額に相当する金額の返還を命ずるものとする。

(施設・機械等の処分の制限)

第15条 交付対象者は、本事業により取得し、又は効用の増加した機械・施設等の財産を市長が適當と認める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供してはならない。

2 前項の適當と認める期間及び承認を受ける場合の手続きについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和38年法律第179号)の例によるものとする。

(事業実施状況の報告)

第16条 交付対象者は、事業実施年度から3年間、当該年度における利用状況等について、翌年度の6月末までに山口市農作業受託者支援事業実施状況報告書(別記第7号様式)により市長に報告するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の申請が行われた補助金の交付等については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年（2019年）4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第15条の規定による施設・機械等の処分の制限は、平成31年4月1日以降にこの要綱により交付決定を受けて取得した施設・機械等の処分を行う場合から適用する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

（有効期限）

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の申請が行われた補助金の交付等については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 この要綱の改正に伴い、山口市農作業受託組織支援事業実施要領は廃止する。ただし、廃止前に同要領に基づき行われた取組みについては、なお従前の例による。

別表（第2条第1項関係）

山口市農作業受託者支援事業実施基準

第1 交付対象者

交付対象者は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- 1 山口市内において主な基幹作業※の作業受託を一作業あたり3ha以上行っており、契約書を交わしている団体または個人。
- 2 農地所有適格法人・認定農業者・認定新規就農者でないこと

※ 主な基幹作業とは、水稻にあつては耕起・代かき、田植え、収穫・脱穀、麦及び大豆にあつては耕起・整地、播種、収穫、その他の作目にあつてはこれらに準ずる農作業を言う。

第2 対象機械

対象となる機械は、次のとおりとする。

| | |
|------|--|
| 機械整備 | トラクター、田植機、コンバイン、畑作物用の収穫機、その他受託作業に特に必要と判断する機械及び附帯機械 |
|------|--|

第3 補助対象経費

補助金の交付対象となる経費は、農業機械の導入経費から消費税を除いた額となります。

第4 対象機械の導入については、次によるものとする。

- 1 本事業により導入する機械が、他の事業の補助対象となっていないこと。
- 2 一の補助対象者につき、同一年度に1回限り申請できる。
- 3 本事業により導入する機械の利用範囲に、山口市を含むこと。
- 4 本事業により導入した機械については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数を経過しないうちに、売却、譲渡、破損や故障等による処分等は、原則認めないものとする。

第5 補助額等

- 1 補助額は、第3に定める補助対象経費に次表に定める補助率を乗じた額以内とし、1千円未満は切り捨てとする。
- 2 1組織の補助金限度額は、次表に定める金額とする。ただし、交付決定後の補助金額の増額は認めないものとする。

| 事業内容 | 補助率 | 補助金限度額 |
|------|------|--------|
| 機械整備 | 4/10 | 50万円 |

第6 重要な変更

要綱第6条の重要な変更とは、事業費の30%を越える増減があるものをいう。